

視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科における配慮事項の改訂の要点

1 改訂の要点

今回の改訂では、視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校ごとに必要とされる指導上の配慮事項について、それぞれの学校に在籍する生徒の実態等を考慮して見直しを行った。

2 指導計画の作成と内容の取扱い

- ・高等学校学習指導要領第2章及び第3章に示すものに準ずる。
※平成31年4月1日から特別支援学校高等部学習指導要領が適用されるまでの間における特別支援学校高等部学習指導要領の特例 → 特別支援学校高等部学習指導要領等 III-1～16 を参照
- ・生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分配慮するとともに、特に次項に配慮するものとする。

3 各教科における配慮事項の改善点

(1) 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

配慮する事項については、下記のとおり。

- ① 点字又は普通の文字に関する配慮について、「点字又は普通の文字等による的確な理解と豊かな表現の力を一層養うこと」とした。
- ② 視覚的なイメージを伴う事柄の指導について、「理解が困難な事象や習得が難しい技能については、既習の内容や経験と関連付けながら、具体例を示すなど指導方法を工夫して、理解を深め習得を促す」と示した。
- ③ 指導内容の精選等について、「基礎的・基本的な事項を確実に習得するとともに、考えを深めていくことができるよう指導する」と示した。
- ④ 主体的に学習を進めるための教材等の活用について、「視覚補助具やコンピュータ等の情報機器等、触覚教材、拡大教材及び音声教材等各種教材の効果的な活用を通して、生徒が効率的に多様な情報の収集・整理ができるようにするなど」とした。
- ⑤ 見通しをもった学習活動の展開 → 従前の内容を整理
- ⑥ 高等学校等を卒業後、社会経験を経て高等部に入学した生徒への対応について、「その社会経験等を踏まえた指導内容となるよう工夫すること」を今回の改訂で新たに本項を設けた。

(2) 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

配慮する事項については、下記のとおり。

- ① 抽象的，論理的な思考力の伸長について、「積極的な言語活動」を「主体的な言語活動」に改めた。
- ② 読書週間や書いて表現する力の育成と情報の活用について、学習の基盤となる資質・能力である言語能力や情報活用能力を育成する観点から、「主体的に情報を収集・獲得し、適切に選択・活用する態度」と「収集」を加えた。
- ③ 正確かつ効率的な意志の相互伝達について、「指文字」を加え「音声，文字，手話，指文字等を適切に活用して」と改めた。また、「発表や生徒同士の話し合いなどの学習活動を積極的に取り入れ」を加えた。
- ④ 保有する聴覚の活用について、「生徒の聴覚障害の状態等に応じて」を加えるとともに、従前の「補聴器等」を「補聴器や人工内耳等」に改めた。
- ⑤ 指導内容の精選等について、今回の改訂では、小学部・中学部では「言語概念や読み書きの力などに応じて」とし、高等部では「生徒の言語力等に応じて」と改めた。また、従前の「指導すること」を「指導を工夫すること」に改めた。
- ⑥ 教材・教具やコンピュータ等の活用 → 従前の内容を整理

(3) 肢体不自由者である児童に対する教育を行う特別支援学校

配慮する事項については、下記のとおり。項目数は従前と同じ5項目。

- ① 思考力，判断力，表現力等の育成について、従前の「生徒の言語活動や身体の動きの状態に応じて、考えたことや感じたことを表現する力の伸長に努めること。」を、「生徒の障害の状態や発達の段階に応じた思考力，判断力，表現力等の育成に努めること。」に改め、思考力等の育成の充実により求

めることにした。

- ② 指導内容の設定等について、従前は「生徒の身体の動きの状態や生活経験の程度等を考慮して」を、今回の改訂では、脳疾患等の生徒にみられる認知の特性や学習の履歴などを踏まえる必要があることから、「生徒の身体の動きの状態や認知の特性、各教科・科目の内容の習得状況等を考慮して」に改めた。また、従前の「基礎的・基本的な事項に重点を置くなど」を、「重点を置く事項に時間を多く配当するなど」に改め、さらに「計画的に指導すること」を加えた。なお、従前まで「指導内容を適切に精選する」としていた規定を、「指導内容を適切に設定し」に改めた。
- ③ 姿勢や認知の特性に応じた指導の工夫 → 従前の内容を整理
- ④ 補助具や補助手段、コンピュータ等の活用 → 従前の内容を整理
- ⑤ 自立活動の時間における指導との関連について、従前は、「身体の動きやコミュニケーション等に関する内容の指導」の際に配慮を求めているが、どの教科・科目の指導においても自立活動の時間における指導と密接な関連を図る必要があることから、「各教科・科目の指導」で配慮を求めることにした。

(4) 病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校

配慮する事項については、下記のとおり。従前の5項目から6項目に増えた。(6)は新設。

- ① 指導内容の精選等について、個々の生徒の学習状況や病気の状態、授業時数の制約等に応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置くとともに、指導内容の連続性に配慮した工夫を行ったり、各教科・科目等相互の関連を図ったりして、系統的、発展的な学習活動が展開できるようにする。
- ② 自立活動の時間における指導との関連について、健康状態の維持や管理、改善に関する内容の指導に当たっては、主体的に自己理解を深めながら学びに向かう力を高めるために、自立活動における指導との密接な関連を保ち、学習効果を一層高めるようにする。
- ③ 体験的な活動における指導方法の工夫について、体験的な活動を伴う内容の指導に当たっては、生徒の病気の状態や学習環境に応じて、間接体験や疑似体験、仮想体験等を取り入れるなど、指導方法を工夫し、効果的な学習活動が展開できるようにする。
- ④ 補助具や補助的手段、コンピュータ等の活用について、生徒の身体活動の制限や認知の特性、学習環境等に応じて、教材教具や入力支援機器、補助用具などを工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにする。
- ⑤ 負担過重とならない学習活動について、生徒の病気の状態等を考慮し、学習活動が負担過重となる又は必要以上に制限することがないようにする。
- ⑥ 病気の状態の変化に応じた指導上の配慮について、病気のため、姿勢の保持や長時間の学習活動が困難な生徒については、姿勢の変換や適切な休養の確保などに留意する。